# 農林土木工事特記仕様書(令和6年12月1日以降適用)

## (農林土木工事共通仕様書の適用)

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に 基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基 準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

## (農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項)

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のと おりとする。

#### (建設副産物)【追加】

#### 1-1-1-24 建設副産物

#### 14. 建設副產物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

## (工事成績評定の選択制)

- 第3条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札(価格競争)並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に 関する意向確認書」(以下「意向確認書」という。)を発注者契約担当に提出しなけれ ばならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の 評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、 意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、 評定は行わないものとする。

#### 工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/

#### (1日未満で完了する作業の積算)

- 第4条 1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変 更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算(農林土木)」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満 積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他

協議に必要となる根拠資料(日報、見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用 して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場 合には、1日未満積算基準を適用しない。
- 6 1日未満積算基準「3判定方法(3)判定に使用する作業量の考え方」により、別 箇所として扱う箇所は、第○条第○項の施工箇所とする。

1日未満で完了する作業の積算について (農林土木版)

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/

## (資材価格高騰に対する特例措置)

- 第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

## (仮設トイレの洋式化)

- **第9条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ (洋式トイレ)」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
  - ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

# (建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】)

- **第13条** 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事(受注者希望型)」とすることができる。
- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」 を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(農林水産部版)について 徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/

#### (情報共有システム活用工事【受注者希望型】)

- **第15条** 受注者は、本工事において情報共有システム(以下、「システム」という。) の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。
- 2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行 要領について」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】

# 徳島県CALS/EC HP

https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/

# (本工事の特記仕様事項)

第36条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本工事における特記仕様事項を記載)